

# 合気道至心会 -内規 1- 道場規約（詳細）

## 目次

|     |                         |   |
|-----|-------------------------|---|
| 1.  | 本規約について .....           | 1 |
| 2.  | 稽古の方針 .....             | 1 |
| 3.  | 入会 .....                | 2 |
| 4.  | 会員区分 .....              | 2 |
| 5.  | 会費 .....                | 2 |
| 6.  | 休会 .....                | 3 |
| 7.  | 退会 .....                | 3 |
| 8.  | 稽古環境の維持・向上 .....        | 3 |
| 9.  | 昇級・昇段・(公財)合気会への登録 ..... | 4 |
| 10. | ハラスメント・悪質行為の禁止 .....    | 4 |

### 1. 本規約について

- 1.1 本規約は、道場生の稽古環境の維持・向上を目的として定める（※概要規約 1 に該当）
- 1.2 本規約は、道場の状況等に応じて改定する。なお、改定の基準は、規約 1.1 に従う（※概要規約 2 に該当）
- 1.3 本規約の改定にあたっては、改定の目的とその主旨を、事前に会員へ周知する

### 2. 稽古の方針

- 2.1 当会は、(公財)合気会の国内登録道場として活動を行う（登録日：2023/7/13）
- 2.2 道場では思想信条の自由が保障される。また、稽古は宗教的でなく哲学的に行うことを原則とする（※概要規約 3 に該当）
- 2.3 道場や稽古での立ち居振る舞いは、内規 2（一般作法・畠の上の注意点）、内規 3（道場心得）を踏まえた行動を心がけること
- 2.4 怪我をしない、怪我をさせない稽古を心がけること
- 2.5 会員同士での抑え技・投げ技の稽古は、指導者の監督下で行うことを原則とする
- 2.6 指導者の監督外での稽古は十分に注意して行うこと。また、その環境下で発生した怪我等の責任は会員個人に帰すため、スポーツ保険の適用範囲外となる

### 3. 入会

- 3.1 主宰者へ入会届を提出することで入会となる
- 3.2 入会届の提出によって、その時点における本規約の内容に同意したと判断される
- 3.3 入会希望者の心身の状態により、稽古を通じて怪我や体調悪化につながる危険性が明らかに認められる場合には、主宰者の判断によって入会を断ることができる
- 3.4 特定の宗教・思想・商品等の布教・普及・勧誘等を目的とした入会を禁ずる
- 3.5 入会希望者の目的が上記に該当すると認められる場合には、主宰者の判断によって入会を断ることができる（※概要規約 4 に該当）

### 4. 会員区分

- 4.1 会員は「一般クラス」「基礎・呼吸クラス」「子どもクラス」のそれぞれに設けられた会員区分に属する（※会員区分は本規約の最後に掲載）。なお、複数の会員区分に属する場合は、それぞれの会員区分に応じた会費の支払いを必要とする（例：「基礎・呼吸会員」 + 「月 2 会員（一般クラス）」）
- 4.2 「一般クラス」の会員は、月ごとに会員区分を変更できる。なお、会員区分の変更は、変更を希望する当該月の前月末までに主宰者へ申し出ること。**また、「一般クラス」「基礎・呼吸クラス」に所属する会員は、月ごとにクラスを変更できる**
- 4.3 「一般クラス」「基礎・呼吸クラス」は、原則として高校生以上を対象とする。なお、中学 2~3 年の希望者も両クラスの稽古に参加できるものとする
- 4.4 「子どもクラス」は、原則として小学 3 年～中学生を対象とする
- 4.5 「子どもクラス」の会員は、高校進学に伴い、自動的に「一般クラス（学生会員）」へ移行する
- 4.6 「基礎・呼吸クラス」には定員上限を設ける。定員上限を超える入会希望を受けた場合には、入会希望者の意向を確認したうえで、入会待機リストに載せる
- 4.7 「基礎・呼吸クラス」の会員が長期休会、または退会となる場合には、入会待機リストの上位者から順に入会が可能となる

### 5. 会費

- 5.1 入会金は不要とする
- 5.2 稽古への参加には、会員区分に応じた月会費の納入を必要とする

- 5.3 月会費は、消費税や物価の変動等に応じて変更となる場合がある。月会費を変更する場合は、その理由とともに、あらかじめ会員へ周知する
- 5.4 翌月分の月会費を、その前月末までに納めること。なお、複数月分の会費をまとめて納めることは、原則として認めない
- 5.5 会費の返金は原則として行わない。ただし、会費納入後に予期せず発生した身体的な制約（怪我や急病等）、または物理的な制約（転勤、引っ越し等）等のやむを得ない事情によって稽古への参加が困難となった場合には、返金、または復帰後の会費への繰越し・充当を認めるものとする。なお、その判断は、個々の事情を考慮した上で、主宰者が行うものとする
- 5.6 新規会員が月途中からの稽古参加を希望する場合、無料体験や当該月に予定されている稽古の残日数等を考慮して、月会費の一部支払いを求めるものとする（※休会から復帰する会員についても同様とする）
- 5.7 正当な理由が認められない状態での会費未払いが続く場合\*、主宰者は当該会員の稽古への参加を制限できるものとする (\*休会の場合を除く)

## 6. 休会

- 6.1 休会中の会費は不要とする
- 6.2 休会の希望は、休会を開始する月の前月末までに主宰者へ申し出ること
- 6.3 休会中の会員が稽古に復帰する場合は、復帰を希望する月の前月末までに主宰者へ申し出ること

## 7. 退会

- 7.1 退会の希望は、退会する月の前月末までに主宰者へ申し出ること
- 7.2 休会または退会の申し出がない状態で会費の未払いが1年間続く場合には、その会員は退会したものと判断される

## 8. 稽古環境の維持・向上

- 8.1 稽古への参加は道衣の着用を原則とする。なお、道衣は合気道の稽古に適したものを使うこと
- 8.2 稽古着は常に清潔にすること。また、他の会員の稽古着を汚さないように注意す

ること

- 8.3 自身や稽古相手を傷つける可能性のある衣類や装飾品は、可能な限り取り外して稽古に臨むこと
- 8.4 稽古前後には、参加者全員が協力して稽古場の清掃・準備・片付けを行うこと
- 8.5 道場だけでなく、利用する更衣室等も稽古場の一部と考え、環境の維持・向上に努めること

## 9. 昇級・昇段・(公財)合気会への登録

- 9.1 稽古日数と合気道の熟達度合いに応じて、会員は昇級・昇段審査を受審できる
- 9.2 初段を受審する会員は、(公財)合気会への会員登録を必要とする

## 10. ハラスメント・悪質行為の禁止

- 10.1 道場でのあらゆるハラスメント行為を禁ずる（※概要規約 5 に該当）
- 10.2 特定の宗教・思想・商品等の布教・普及・勧誘等に該当する行為を禁ずる（※概要規約 4 に該当）
- 10.3 他の会員に対して故意に怪我を負わせるような危険行為を禁ずる
- 10.4 上記に該当する行為の報告を受けた場合、主宰者と、主宰者が指名した複数名の会員（当事者除く）が事実確認を行う。また、その行為が悪質であると判断される場合には退会処分となる。なお、その判断は、他道場生の安心した稽古への参加を阻害したかどうかを基準とする（※概要規約 7 に該当）

本規約の公開：2023 年 7 月 18 日

改定：2023 年 8 月 31 日

改定：2024 年 5 月 7 日

改定：2025 年 4 月 4 日

改定（赤字部分）：2026 年 1 月 12 日